

住んでみたい・住みつけたいまち 善通寺  
（人をつなぎ世代をつなぐ地域力）

概要版



# 第5次善通寺市総合計画

The 5th General Plan of Zentsuji

## 1 計画策定の趣旨

普通寺市では、平成12年度に「第4次普通寺市総合計画（平成13年度～平成22年度）」を策定し、「人が生き まちが活きる 普通寺」という将来都市像を掲げ、その実現に努めてきました。

この間、わが国においては、人口減少と少子高齢化をはじめ、地方分権時代の到来、循環型社会への移行、産業をめぐる経営環境の急速な変化など、社会経済情勢は激しく変化し、それとともに民間と行政の今後の役割分担のあり方を問われる「新しい公共空間形成」の必要性が生じています。

そこで現総合計画の目標年度を迎えるにあたり、社会的にも政治的にも大きな転換期を迎えている現代において、本市が今後の10年間にどのようなまちをつかっていくのか、その将来像を示すため、新たに「第5次普通寺市総合計画」を策定しました。

## 2 計画の性格と役割

この第5次普通寺市総合計画は、本市の最上位計画として、今後のまちづくりの方向性を示すとともに、本市のすべての部門計画の指針となるものであり、以下のような役割を持ちます。

### 役割1 地域経営の総合指針

市行政においては、地方分権時代にふさわしい自律・自立（自己決定・自己責任）のまちづくりに向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための地域経営の総合指針となるものです。

### 役割2 まちづくりの共通目標

市民に対しては、今後の本市のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、すべての市民がまちづくりに参画・協働するための、まちづくりの共通目標となるものです。

### 役割3 まちづくりの主張

国や香川県、周辺自治体などに対しては、本市の主張を提示し、必要な施策を調整・反映させていく連携の基礎となるとともに、全国に向けて積極的に情報発信していくものとして位置づけています。



## 3 計画策定過程における市民参画

本計画の策定にあたり、以下のような市民参画の取り組みを行ってきました。

### ■ 市民アンケート

(平成21年9月実施)



(無作為抽出による市民2,100人を対象に実施)

### ■ 市民ワークショップ

(平成21年～22年実施)



(公募市民など27名により、全5回開催)

## 4 善通寺市の発展課題



### 善通寺市の発展課題

#### 1 参画・協働のまちづくり体制の整備



#### 4 産業活動基盤の整備と雇用の確保



#### 2 健康で支えあえる福祉環境の形成



#### 5 快適で暮らしやすい居住環境の整備



#### 3 次代を担う人材の育成



#### 6 便利で使いやすい地域基盤の整備



## 5 計画の体系

### 基本構想

平成32年度を目標年度とする10年間の長期構想であり、今後のまちづくりにおいて基本とすべき理念や将来像、それを実現するための施策の体系・大綱などを示すものです。

将来像については、本市の個性・市民の意識と期待・時代の潮流・発展課題・まちづくりの基本理念などを総合的に勘案して定めたものであり、「6つの基本目標」の具体化によって、その実現を目指します。

### 基本計画

基本構想における施策の体系・大綱に基づき、各施策の内容などを整理するものです。

29項目の基本施策ごとに、施策の目的・現状と課題・施策の内容・成果指標と目標値を取りまとめ、これに基づく実施計画の中で具体的な事業を展開しながら、基本構想における「6つの基本目標」の具体化を目指します。

計画期間は、前期5年・後期5年としますが、社会経済情勢の変化などに対応し、適宜見直しを図ります。

将来像	基本目標	基本施策
住んでみたい・住み続けたい 人をつなぎ 世代をつなぎ 地域力 まち 善通寺	<b>1 参画と協働、地方分権時代のまちづくり</b>	1-1 市民主体のまちづくりの推進 1-2 男女共同参画・人権尊重社会の形成 1-3 自律する自治体経営の推進
	<b>2 福祉先進、だれにもやさしいまちづくり</b>	2-1 子育て支援の充実 2-2 保健・医療の充実 2-3 高齢者福祉の充実 2-4 障がい者福祉の充実 2-5 社会保障の充実 2-6 地域福祉の充実
	<b>3 職と教育、人を育てるまちづくり</b>	3-1 学校教育の充実 3-2 生涯学習社会の確立 3-3 生涯スポーツの振興 3-4 青少年の健全育成 3-5 地域文化の継承・創造 3-6 交流活動の推進
	<b>4 活力の創出、地域が活きるまちづくり</b>	4-1 農林業の振興 4-2 商工業の振興 4-3 観光の振興 4-4 雇用・勤労者対策の充実
	<b>5 環境重視、美しくさわやかなまちづくり</b>	5-1 環境施策の総合的推進 5-2 循環型社会の形成 5-3 上下水道の整備 5-4 公園・緑地・水辺の整備 5-5 景観の保全・整備
	<b>6 安心・安全、暮らしやすいまちづくり</b>	6-1 道路・交通ネットワークの整備 6-2 住宅・市街地の整備 6-3 交通安全・防犯体制の充実 6-4 消防・防災・救急体制の充実 6-5 情報ネットワークの整備

## 善通寺市の将来像

新しいまちづくりの基本理念と本市が目指す将来像を次の通り定めます。



住んでみたい・住みつづけたい まち 善通寺  
～人をつなぎ 世代をつなく 地域力～

### 基本理念 ①

みんなで作るー参画と協働

### 基本理念 ②

みんながすこやかー健康と快適

### 基本理念 ③

みんなではぐくむー教育と振興



「住んでみたい・住みつづけたいまち 善通寺」とは、生まれてから、育ち、学び、働き、老後へと続く人生のライフステージをそれぞれの段階において、充実した保健・福祉・教育環境のもとで、安心・安全に暮らしていくことのできるまちの姿をイメージするものです。

そして、これは同時に、ここで住みつづけたいという“自分のまち”への愛着心を育み、外部に対しては、善通寺に住むことの魅力をアピールできるまちになることを意味します。

また、「地域力」とは、“あらゆる立場の市民が、地域内での連携・協力や行政との協働により、自分達が住む地域の価値を創造していく力”のことであり、この“力”の向上を図っていくことで、「親から子、子から孫」へと世代をつないで住みつづけ、また、外部からの定住希望者を呼び込むことのできるまちの実現が可能となります。

## 将来像実現のための基本目標

### 基本目標 1

#### 参画と協働、地方分権時代のまちづくり

～市民活動・行財政経営分野～

地方分権時代の市民と行政による協働のまちづくりに向け、情報公開機能や広報・広聴機能の充実による情報の共有化、市民が市政に参画する機会の拡充など、その基本となる環境の整備を進めます。また、「(仮称)地域自治協議会」の設置を提唱していくとともに、リーダーの育成や多様な人材を積極的に活用することにより、協働のまちづくりに欠かせない地域力の向上を図ります。

市民と行政が共に力を合わせて「まちづくり・地域づくり」に取り組み、さらに、その仕組みを次の世代に引き継いでいくためには、市民一人ひとりがお互いを尊重し擁護する「人権尊重のまち」である必要があります。そこで、男女が社会のあらゆる分野に対等な立場で役割・責任を共有しながら参画することができるよう、男女共同参画社会の形成に向けた取組みを進めるとともに、行政・学校・関係機関の連携を図りながら、人権意識を高める啓発活動を進めるなど、全ての人権問題の解決に向けた取組みを進めます。

そして、この総合計画に掲げる将来像の実現に向けた独自性と魅力のあるまちづくりを進めつつ、健全で効率的な行政運営を維持し、将来にわたって責任ある行政を実現していくために、「善通寺市行政改革大綱」に基づく、さらなる行財政改革の推進を図ります。

### 基本目標 2

#### 福祉先進、だれにもやさしいまちづくり

～保健・医療・福祉分野～

安心して子どもを産み育てられる環境づくりを積極的に進めます。

また、高齢化の急速な進行と、これに伴う保健・医療・福祉ニーズの一層の増大化・多様化が見込まれるなかで、健康寿命の延伸と生活の質の向上を見据えた総合的な健康づくり体制の整備を進めます。

さらに、高齢者や障がい者がいきいきと暮らせる介護・自立支援の環境づくり、社会保障の充実など、市民一人ひとりの命や暮らしを大切にされた総合的な保健・医療・福祉施策を推進します。

これらに加えて、だれもが支えあいながら健康で安心して暮らせるやさしいまちづくりに向け、ノーマライゼーションの理念（だれもが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方）に立った、市民との協働による地域福祉体制の整備を進めます。

## 基本目標 3

## 躰と教育、人を育てるまちづくり

～教育・文化分野～

生きる力や豊かな心の育成を重視した学校教育及び、そのための学校教育環境の整備を推進していくことにより、次代の本市を担う創造力と豊かな心を持つ人を育成するとともに、引き続き、家庭・学校・地域のしっかりした連携協力による「躰のできるまちづくり」に取り組み、子どもが社会生活で必要とされる“ルール”や“マナー”、“思いやり”などを身につけ、かつ、大人も子どもたちと一緒に学び成長することができる社会の創造を図ります。

また、生涯にわたって学び続け、自己を高めていくことができるまちづくりの一環としての総合的な学習環境づくりを進めます。そして、生涯の学びを通じた自己実現、市民主体の芸術・文化・スポーツ活動、多彩な交流活動などを支援・促進していくとともに、伝統文化・地域資源をはじめ、有形・無形の貴重な文化遺産の保存と活用を図ることにより、「普通寺」らしさを創出する文化のまちづくりを進めます。

## 基本目標 4

## 活力の創出、地域が活きるまちづくり

～産業振興分野～

農業生産基盤の充実、企業的経営の促進、多様な担い手の育成、農産物加工・販売体制の整備、都市・消費者との交流の促進をはじめ、環境変化に即した多面的な振興施策を一体的に推進し、農業の維持・高度化を図ります。

また、道路整備や基盤整備と連動した商店街の再生整備を図るとともに、企業誘致や地場産業の振興など工業支援施策の強化に努めるほか、起業（新しく事業を始める）の促進を図り、あわせて勤労者福祉の充実を進めることにより、新たな雇用の創出にもつなげます。

さらに、豊かな自然や伝統文化などを活用した観光・レクリエーション機能の拡充などに努め、地域性に即した活力ある産業構造の再構築にも取り組みます。



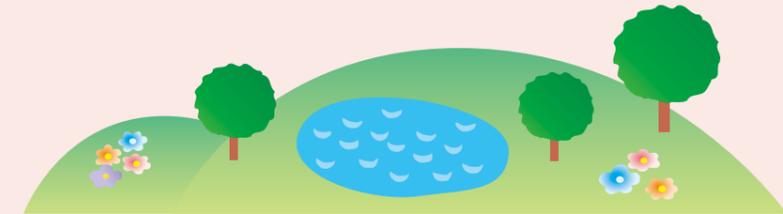
## 基本目標 5

## 環境重視、美しくさわやかなまちづくり

～環境保全分野～

自然と共生する快適で安全な居住環境づくり、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成、人々の定住促進に向け、環境を総合的にとらえた施策を市民・事業者と一体となって推進し、内外に誇りうる環境重視の特色あるまちづくりを進めます。

また、健康で快適な暮らしに欠かせない上下水道の整備、ゼロエミッション（廃棄物ゼロ）社会の形成に向けた廃棄物処理体制の充実、地域資源を活かした特色ある公園・緑地・親水空間の創造、景観の保全・整備を総合的に推進し、自然と共生し、美しさと快適性・安全性が実感できる、だれもが住みたくする質の高い居住環境づくりを進めます。



## 基本目標 6

## 安心・安全、暮らしやすいまちづくり

～生活基盤分野～

今後の広域的な地域構造の変化や社会経済情勢の変化を見通し、長期的・広域的視点に立った計画的で利便性の高い生活基盤の整備を推進します。人々が集う魅力ある市街地環境の整備、国道・県道の整備促進、市道の整備を進めるとともに、快適な住宅や宅地の整備誘導、鉄道などの公共交通機関の利便性向上を図ります。

また、大地震や風水害への対応のほか、交通安全・防犯対策にも取り組み、安心・安全なまちづくりを進めます。さらに、多様な分野における情報ネットワークの整備を図ることにより、市民生活の利便性を高めるとともに、新たな交流を生み出します。

## 基本目標

### 1 参画と協働、地方分権時代のまちづくり

#### 基本施策 1-1 市民主体のまちづくりの推進

市民に対して積極的に情報提供を行い、市政運営の透明性の向上を図るほか、より一層パブリックコメントやワークショップなどの実施に努めることにより、市民がまちづくりに参画しやすい環境の整備を進めます。

また、既存の地域活動への積極的な参加を提唱していくとともに、これまで培ってきた地域的な結びつきを活かしながら、各種コミュニティ活動の拡充と連携を図るための支援策の検討を進めます。

#### 施策の内容

- (1) 市民との情報共有の推進
- (2) 市民参画の手続きの適正運用
- (3) コミュニティ活動の推進
- (4) コミュニティ施設の充実

#### 基本施策 1-2 男女共同参画・人権尊重社会の形成

男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向け、意識づくりや環境づくりを進めます。また、すべての人の人権を尊重する市民の育成に向け、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

#### 施策の内容

- (1) 男女共同参画プランの策定
- (2) 人権教育・啓発の推進
- (3) 人権問題に関する相談体制の充実

#### 基本施策 1-3 自律する自治体経営の推進

行政改革によって財政の健全化と安定化を図り、第5次総合計画に基づいた市政運営を進めます。

#### 施策の内容

- (1) 定員の適正化
- (2) アウトソーシングの推進
- (3) 組織機構の見直し
- (4) 人事管理などの見直し
- (5) 自主財源の確保
- (6) 財政計画の策定
- (7) 枠配分予算の導入

## 基本目標

### 2 福祉先進、だれにもやさしいまちづくり

#### 基本施策 2-1 子育て支援の充実

保育サービスの充実をはじめ、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに取り組むとともに、子育てに関する学習や交流を通じて家庭の育児能力を高めるよう努めます。

#### 施策の内容

- (1) 次世代育成支援事業の推進
- (2) 母子保健の充実
- (3) 保育サービスの充実
- (4) 要保護児童などへの対応の推進
- (5) 相談・援助体制の充実

#### 基本施策 2-2 保健・医療の充実

すべての市民が健康で元気に暮らせるよう、地域・行政・医療機関などが連携した健康に関する教育・指導・相談などの体制を整え、市民が主体となる健康づくりを推進します。また、医療ニーズの高度化、多様化に対応し、地域で安心な医療が受けられるよう、医療機関と連携した医療体制の充実を図ります。

#### 施策の内容

- (1) 健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進
- (2) 各種健診の充実
- (3) 精神保健福祉対策の推進
- (4) 歯科保健の推進
- (5) 感染症対策の推進
- (6) 食育の推進
- (7) 救急医療の充実

#### 基本施策 2-3 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、社会参加や在宅生活への支援を充実するとともに、介護保険事業の充実に努め、共に支え合う地域づくりの推進に努めます。

#### 施策の内容

- (1) 高齢者支援推進体制の整備
- (2) 地域支援事業の推進
- (3) 保健福祉サービスの推進
- (4) 生きがいづくりと社会参加の促進
- (5) 高齢者が住みよいまちづくりの推進

#### 基本施策 2-4 障がい者福祉の充実

障がい者が地域社会の一員として自立した生活ができるよう、自立支援サービスの定着や充実を図るとともに、地域でかかわり合える社会環境づくりを推進します。

#### 施策の内容

- (1) 障害者自立支援法に基づく障がい者支援の充実
- (2) 地域生活支援事業実施要綱に基づく障がい者支援の充実
- (3) 障がい者の生活の安定

#### 基本施策 2-5 社会保障の充実

すべての市民が健康で安心して生活を送ることができるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

#### 施策の内容

- (1) 国民健康保険事業の適正運営
- (2) 国民年金制度の周知
- (3) 生活保護制度の適正運用

#### 基本施策 2-6 地域福祉の充実

すべての市民が住み慣れた地域の中で安心して暮らせる環境づくりに向けて、地域福祉の向上に努めます。また、すべての人にやさしい地域づくりのためのバリアフリー（無障壁）の実現や生活環境の整備を進めるとともに、福祉意識の啓発を図り「心のバリアフリー」施策を進めます。

#### 施策の内容

- (1) 福祉意識の高揚
- (2) 社会福祉協議会、関係団体などの活動支援
- (3) ユニバーサルデザインのまちづくり



## 基本目標

## 3 躰と教育、人を育てるまちづくり

## 基本施策 3-1 学校教育の充実

就学前教育の充実に努めるとともに、児童・生徒一人ひとりに「確かな学力」が身につくよう、教職員研修の充実・推進に努め、それぞれの学校での特色ある教育活動を支援します。また、学校教育施設・設備の整備充実を図るほか、学校での防災対策と犯罪防止体制を強化し、安心して安全な地域に開かれた学校づくりを推進します。

## 施策の内容

- (1) 学力の向上
- (2) 特別支援教育の推進
- (3) 心の問題への対応
- (4) 子どもの安全の確保
- (5) 学校教育施設・設備の整備充実
- (6) 教育機器の整備
- (7) 学校給食の充実

## 基本施策 3-2 生涯学習社会の確立

子どもから高齢者まで、生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送れるよう、学校教育との連携を図りながら、主体的に学ぶ生涯学習の充実に努めます。

## 施策の内容

- (1) 社会教育関連施設の充実
- (2) 図書館の充実
- (3) 特色ある生涯学習プログラムの整備と提供
- (4) 教育団体などへの活動支援

## 基本施策 3-3 生涯スポーツの振興

すべての市民がそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活動を行える環境づくりを支援します。

## 施策の内容

- (1) スポーツ施設の整備充実・有効活用
- (2) 多様なスポーツ活動の普及促進
- (3) スポーツ団体、指導者の育成

## 基本施策 3-4 青少年の健全育成

青少年の健全育成を目指し、地域全体で青少年を守り育てる社会環境の整備を図ります。

## 施策の内容

- (1) 青少年の非行など問題行動の防止
- (2) 家庭における青少年育成への支援
- (3) 広報啓発活動の強化
- (4) 青少年の健全育成活動の促進
- (5) 調査・研究・研修及び情報収集・提供機能の充実
- (6) 適応指導教室の開設

## 基本施策 3-5 地域文化の継承・創造

市民主体の芸術・文化活動を支援するとともに、史跡の保存・整備と無形民俗文化財や地域特有の文化の伝承に努め、これらの総合的な活用を推進します。

## 施策の内容

- (1) 芸術・文化団体、指導者の育成
- (2) 文化イベントなどの充実
- (3) 文化財の保存
- (4) 文化財の活用

## 基本施策 3-6 交流活動の推進

地域における様々な世代や団体のふれあいを豊かにするとともに、国内外との多様な交流・連携の促進に努めます。

## 施策の内容

- (1) 交流推進体制の確立
- (2) 地域間交流の促進

## 基本目標

## 4 活力の創出、地域が活きるまちづくり

## 基本施策 4-1 農林業の振興

安心・安全な食を提供する自立した農業の実現に向け、多面的な農業振興施策を総合的・計画的に推進し、持続可能な農業を目指します。



## 施策の内容

- (1) 農地の保全・活用
- (2) 遊休農地の有効活用
- (3) 意欲ある農業者の育成・確保
- (4) 生きがい型農業の推進
- (5) 農商工連携の強化による地域特産品の開発

## 基本施策 4-2 商工業の振興

にぎわいと活力あふれるまちづくりに向け、関係機関と連携し、魅力ある地域経済の環境づくりを進め、商工業の振興を図ります。

## 施策の内容

- (1) 経営体質・基盤の強化
- (2) 中心市街地の活性化
- (3) 企業誘致の推進

## 基本施策 4-3 観光の振興

地域や市民などが主体となって、地域特有の資源を発掘して磨き上げる「まちづくり型観光」を推進します。また、中讃広域圏での連携を図り、近隣地域内での滞在型観光圏の形成を目指します。

## 施策の内容

- (1) 観光拠点の充実
- (2) 観光情報PRの強化
- (3) 観光ボランティアガイドの育成
- (4) 広域観光の推進

## 基本施策 4-4 雇用・勤労者対策の充実

すべての就業者が健康で快適に就業できる環境づくりに向け、雇用機会の確保、雇用の促進、勤労者福祉の充実に努めます。

## 施策の内容

- (1) 雇用就業機会の確保
- (2) 勤労者福祉の充実

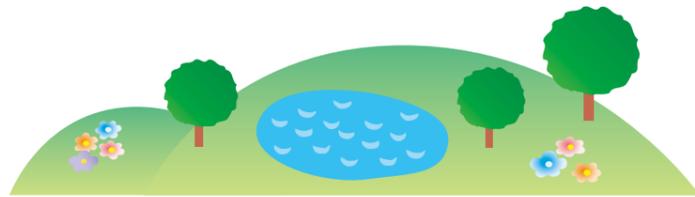


## 基本目標

## 5 環境重視、美しくさわやかなまちづくり

## 基本施策 5-1 環境施策の総合的推進

自然環境と調和した、市民が生涯にわたって快適に暮らせる環境づくりを推進します。



## 施策の内容

- (1) 環境保全意識の高揚
- (2) 環境保全活動の促進
- (3) 公害など環境問題への対応
- (4) 不法投棄の防止
- (5) 新エネルギーの利用促進

## 基本施策 5-2 循環型社会の形成

ごみの発生抑制や再利用・リサイクルなど「ごみの減量化・資源化」に向けた取組みを進めます。また、ごみの収集・処理体制の充実をはじめ一般廃棄物の適正処理を推進し、自然環境と調和した持続可能な循環型社会の形成に積極的に取り組みます。

## 施策の内容

- (1) ごみ収集・処理体制の充実
- (2) ごみ減量化・3R運動の促進

## 基本施策 5-3 上下水道の整備

安全な水を安定して供給するため、老朽化した施設の更新や耐震化による災害に強い水道施設づくりに努めるとともに、新規水源の開発による良質な水源の確保に取り組みます。また、引き続き、水道事業経営の安定化を図ります。一方、公共下水道については、その普及率の向上を目指すとともに、経営の安定化を推進します。

## 施策の内容

- (1) 計画的な水道施設の整備
- (2) 水道事業の健全運営
- (3) 渇水対策
- (4) 水道施設の耐震化
- (5) 下水道整備の推進
- (6) 下水道の普及促進

## 基本施策 5-4 公園・緑地・水辺の整備

市民のいこいの場、交流の場を確保するため、恵まれた自然環境を活かした魅力ある公園・緑地・水辺の整備を図ります。

## 施策の内容

- (1) 都市公園の活用
- (2) 地域の公園・広場の整備
- (3) 水辺の整備

## 基本施策 5-5 景観の保全・整備

快適で美しいまちの景観の形成を図るとともに、市民の合意に基づき、本市特有の自然景観や田園・丘陵と共生する町並みの保存と計画的な市街地景観づくりを進めていきます。

## 施策の内容

- (1) 景観の保全
- (2) 市街地景観づくり
- (3) 景観計画の策定及び景観条例の制定

## 基本目標

## 6 安心・安全、暮らしやすいまちづくり

## 基本施策 6-1 道路・交通ネットワークの整備

広域的アクセスの向上、市内地域間の連携強化、安全性・利便性の向上を図るため、市内道路網の計画的な整備を進めます。

## 施策の内容

- (1) 国道・県道の整備要請
- (2) 市道の整備
- (3) 安全で快適な道づくりの推進

## 基本施策 6-2 住宅・市街地の整備

調和のとれた住空間づくりを目指し、あらゆる世代に適応した住みやすく耐震性のある住宅環境の形成を促進し、ゆとりある生活に欠かせない生活環境の整備と市街地整備に努めます。

## 施策の内容

- (1) 良好な住宅地の形成
- (2) 居住環境の総合的整備
- (3) 市営住宅の計画的な整備
- (4) 排水路の整備

## 基本施策 6-3 交通安全・防犯体制の充実

子どもから高齢者まで、市民の交通安全意識の高揚に努めます。防犯対策については、地域防犯体制の充実を図ります。

## 施策の内容

- (1) 交通安全意識の高揚
- (2) 安全な道路環境の整備・維持
- (3) 防犯意識の高揚
- (4) 防犯環境の充実

## 基本施策 6-4 消防・防災・救急体制の充実

地域や防災関係機関との連携による総合的な防災体制の整備に努め、だれもが安心・安全に暮らせる災害に強いまちづくりを推進します。

## 施策の内容

- (1) 総合的な防災体制の確立
- (2) 地域での防災力の強化
- (3) 災害時要援護者対策の充実
- (4) 常備消防・救急体制の充実
- (5) 消防団の活性化
- (6) 火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及
- (7) 消防庁舎などの建設

## 基本施策 6-5 情報ネットワークの整備

情報通信基盤の整備や情報提供のさらなる安定化を促進するとともに、積極的な情報発信による地域産業の活性化や防災情報体制の整備に努めることにより、情報化社会の進展に対応できるまちづくりを目指します。

## 施策の内容

- (1) 市民への情報発信の強化
- (2) 情報提供の安定化



住んでみたい・住みつづけたい まち 善通寺  
～人をつなぎ 世代をつなぐ 地域力～

みんなでつくる－参画と協働

みんながすこやか－健康と快適

みんなではぐくむ－教育と振興

## 第5次善通寺市総合計画概要版

発行：善通寺市

編集：善通寺市総務部政策課

〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

TEL：0877-62-2121 FAX：0877-63-6351

URL：http://www.city.zentsuji.kagawa.jp/

E-mail：info@city.zentsuji.kagawa.jp